



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 869 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 1
- 870 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 1
- 871 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課)..... 2
- 872 随意契約の相手方の決定 (産業技術政策課)..... 2
- 873 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2
- 874 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 3
- 875 " (")..... 3
- 876 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課)..... 4
- 877 " (")..... 4

○ 公告

- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集 (医務課)..... 5

告 示

和歌山県告示第869号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001147	合同会社Bee	伊藤クリニックケアプランセンター	橋本市高野口町伏原1011	居宅介護支援	平成27.7.1	平成33.6.30

和歌山県告示第870号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001139	株式会社楽園	パートナーズ	橋本市恋野268	訪問介護 介護予防訪問介護	平成27.7.1 平成27.7.1	平成33.6.30 平成30.3.31

30620900 59	株式会社ネクストビ ジョン	ケアビレッジ訪問看 護ステーション	御坊市湯川町財部663- 16	訪問看護・介 護予防訪問看 護	平成 27.7.1	平成 33.6.30
30714012 14	株式会社結ゆい	ジャックと豆の木	海南市藤白142番地5	通所介護 介護予防通所 介護	平成 27.7.1 平成 27.7.1	平成 33.6.30 平成 30.3.31

和歌山県告示第871号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
医療法人千徳会 桜ヶ丘病院	有田市箕島904	医療機関の所 在地	有田市宮崎町841-1	有田市箕島904	平成 27.6.27

和歌山県告示第872号

平成27年度産業用X線CTの購入について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定により、次のとおり公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
産業用X線CT 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県工業技術センター
和歌山市小倉60番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年5月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 随意契約に係る契約金額
96,984,000円（うち消費税及び地方消費税の額7,184,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第873号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により

告示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷916の177
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字郷地谷916の177(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第874号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
古座川町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第875号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第876号

平成27年度LC-MS/MS装置の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
LC-MS/MS装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
鎌田理化医療器株式会社
和歌山県和歌山市十番丁22番地
- 5 落札金額
48,492,000円(うち消費税及び地方消費税の額3,592,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月29日

和歌山県告示第877号

平成27年度大型環境試験機の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量

大型環境試験機 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成27年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
セイコーメディカル株式会社
和歌山県和歌山市築港六丁目9番地の10
- 5 落札金額
38,880,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,880,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年5月29日

公 告

公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年7月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要
 - (1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター
 - (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
 - (3) 規模等
延床面積 268.68㎡
待合いコーナー 24.12㎡
受付・医局・安静室 60.54㎡
麻酔室 33.17㎡
診察室等 88.55㎡
研修室・倉庫 62.30㎡
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 施設の運営に関する業務
 - (2) 施設の維持管理に関する業務
 - (3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務
- 3 指定の予定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 申請資格
申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。
 - (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健セ

ンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第76号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
 - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。））又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの
- (7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規

定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

- (10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、又は、複数の申請書を提出し、若しくは県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成27年7月28日（火）から同年8月11日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所
和歌山県福祉保健部健康局医務課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

(2) 現地説明会

- ア 日時 平成27年8月17日（月）午後1時30分
- イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター研修室
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
 - (ア) 配付期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配付場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 平成27年8月18日（火）から同月28日（金）まで
- イ 回答日 平成27年9月3日（木）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成27年9月4日（金）から同月18日（金）まで
- イ 選定結果の通知及び公表 平成27年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2604

ファクシミリ番号 073-424-0425